

1 時代背景と教育への影響

(1) 日常生活圏の拡大

交通・情報通信手段の発達により、通勤・通学・買物をはじめ、文化・スポーツ活動など住民の日常生活の行動範囲や企業における社会経済圏は広域化し、従来の生活圏域を越えて、人、モノ、情報の交流が盛んになっています。このような状況を踏まえ、より広域的な社会の仕組みをつくり、地域の特性を生かした教育行政のあり方を考える時期に来ています。

(2) 地方分権の推進

地方分権の時代を迎え、自己決定・自己責任のもとに住民に最も身近な市町村の役割がますます重要になっています。権限移譲や国の関与の縮減によって、迅速かつ総合的な行政や地域の個性を生かした多様な施策の展開が容易になり、市町村の自主的な判断と責任のもとに、地域の実情に応じて柔軟で効率的な行政活動が行えるようになりました。

また、文部科学大臣の*諮問機関である中央教育審議会の*義務教育特別部会においては、国、都道府県、市町村の役割として、子どもたちの最も身近なところで教育活動を担っている学校や市町村がそれぞれの地域の状況を踏まえた最適な教育を行うことができるように、都道府県から市町村への分権、教育委員会から学校への*権限委譲を進めるという考えを示しています。

また、国は義務教育を保障し、都道府県は域内の広域的な調整をするというそれぞれの役割を十全に果たした上で、市町村、学校が義務教育の主体としてこれまで以上に多くの権限と責任を持つシステムへの転換が必要であると指摘しています。

これらの考え方を踏まえ、地方分権の目的である「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」を図るためには、総合的な行政主体として行財政能力を引き上げ、より質の高い教育行政サービスを提供することが求められています。

(3) 少子・高齢化

少子・高齢化とは、税金を負担する人が減少し、住民一人当たりの財政支出額が相対的に高くなり、これまでの行政サービスの提供が難しくなることを意味します。

こうした少子・高齢化の進行に的確に対応していくためには、より一層行政改革を推進するとともに、広域行政の充実を図るなど、効率的で効果的なサービスを提供できる体制の確立が求められています。

少子化が教育に及ぼす影響としては、中央教育審議会の「少子化と教育に関する小委員会」が、子ども同士での切磋琢磨の機会の減少、親の子どもへの過保護・過干渉、子育ての経験や知識の伝承の困難、学校行事や部活動の困難などを挙げています。

さらに、少子化が教育に及ぼす影響を最小限に止めるため、教育条件の充実を図ることと、家庭・学校・地域社会において、それぞれがその役割を踏まえた上で取り組むべき具体的方策を提言しています。

また、高齢化の進む地域社会を活性化していくためには、高齢者の生きがいづくりとともに、生涯学習活動について、高齢者の多様な学習ニーズにこたえるだけに留まらず、学習の成果を地域社会などで活用できる機会を充実していくことが求められています。

(4) 厳しい財政状況

わが国の財政は、バブル崩壊後の度重なる経済対策や高齢化に伴う社会保障費の増加により歳出が増大する一方、長期にわたる景気の低迷や所得税の大幅減税などにより税収が減少傾向にあることから、巨額の財源不足に陥っており、国・地方の借入金残高は急速に増加しています。国・地方合わせた*長期債務は、1991年頃までは300兆円を切っていましたが、2005年度末には774兆円程度になると予想されています。

このような財政赤字を踏まえ、政府は2003年度には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、財政構造改革の観点から*国庫補助負担金、*地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で改善する具体策を示し、推進してきました。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」では、平成18年度予算編成を「改革の総仕上げ予算」と位置づけ、「三位一体の改革」についても、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向けて構造改革を加速・拡大していくとしています。

これら国・地方を問わず厳しい財政事情により、財政基盤の弱い自治体が今までのように国に依存した財政運営を行うことが大変難しくなっています。

2 教育の動向

(1) 国の動き

文部科学省が進める教育改革

国の教育振興基本計画

教育に関してはこれまで、「21世紀教育新生プラン」「教職員定数改善計画」など、あくまでも文部科学省の施策の枠内で取りまとめた計画の策定にとどまり、これまで政府全体としての「基本計画」は策定されてきませんでした。

平成15年3月の中央教育審議会答申では、具体的な教育制度の改善や、施策の充実を盛り込んだ教育の振興に関する基本計画を策定することが必要であるとの観点から、教育基本法に根拠を置いた「教育振興基本計画の策定」を提言しております。

- 計画期間は、おおむね5年間とする。
- 教育の目標と、その達成のための教育改革の基本的方向を明らかにする。
- 国民に分かりやすい具体的な政策目標・施策目標を明記し、施策の総合化・体系化、重点化に努める。
- 施策の着実な推進と、教育投資の質の向上を図り、投資効果を高め、その充実を図る。
- 地方分権、規制改革を推進し、国・地方公共団体が責任を負うべき施策を明確にし、相互の連携・協力が必要。また、行政と民間との適切な役割分担、連携・協力にも配慮が必要。
- 政策評価を定期的実施し、その結果を計画の見直しや次期計画に適切に反映することが必要。また、評価結果の積極的な公開が必要。

文部科学省では、これらの答申を踏まえ、教育基本法の理念を実現するための「教育振興基本計画」を策定することとしています。

(2) 佐賀県の動き

佐賀県教育委員会の基本戦略

佐賀県教育委員会経営の基本戦略

佐賀県においては、県行政を進めていく上での中期的な政策の方向性と、その方向性を実現するために特に重点的に進めていく施策を「平成17年度の佐賀県政の経営戦略」と定めています。

佐賀県教育委員会においても「平成17年度佐賀県教育委員会経営の基本戦略」が定められています。

この中では、国における教育改革の動向を踏まえ、平成17年度は以下の4点を基本目標として平成17年度佐賀県教育の基本方針」を定めています。

基本目標

- いきいき学ぶ学校教育の推進
- 豊かな学習活動の環境づくり
- 多彩な文化の振興と伝統文化の継承
- 夢・感動と活力を生むスポーツの振興

さらに、中長期的な視点から推進していく施策を定め、社会経済情勢の変化に的確に対応すると共に教育を取り巻く課題の解決や満足度の向上を図るため、施策の方向性を次のとおりとしています。

- (1) 変化の激しい時代を生き抜く力の育成
- (2) 県民が生涯にわたって学び続けることのできる環境づくり
- (3) 文化やスポーツを通じた活力に満ちた佐賀県づくり

(3) 佐賀市での取り組み

これまで、合併前の1市3町1村では、各種法令や、条例、総合計画の掲げる行政指針に沿った形で、自治体の方向性を示すため様々な基本計画が策定されてきており、新佐賀市の合併に際しては、新市建設計画が定められています。

また、旧佐賀市では、教育委員会に係るものとしては、「佐賀市次世代育成支援行動計画」や「佐賀市生涯学習基本計画」を策定していますが、いずれも少子化対策や生涯学習の総合的な推進など、国・地方に渡る重点課題についての中期計画や複数の部局にまたがった横断的な基本計画であり、教育委員会の事務全般に関しての中期的な計画は存在しない状況にあります。

1) 新佐賀市建設計画

新市建設計画は、時代の要請や住民ニーズに的確に応えられるように合併市町村の基本構想及び基本計画等を理念的に継承しつつ、新市の将来像を実現するために、2005年度から2014年度までの10カ年を計画の期間として、新市建設に向けた基本方針等を定めています。

新市建設計画の方向性を示す新市まちづくり構想は、基本理念として(1)「量的拡大から生活の質の向上へ」、(2)「求められる少子・高齢化対応」、(3)「『知』の時代へ」、(4)「自立と自己責任の社会へ」、(5)「個性を磨き上げる社会へ」を掲げ、特に福祉、環境、教育を重点分野にしています。

< 福祉、環境、教育の重要性 >

21世紀の時代に生きる市民が、心の豊かさ・いやし、安心できる生活、環境、多様性(個性)といったものを大切にしたい生活営むことができる社会にしていくためには、これまで以上に福祉、環境、教育に関連する対策を充実させていく必要があります。

福祉については、安心して暮らせるということが基本であり、少子・高齢化の進展により、子育て対策の充実などに重点を置く必要があります。

教育については、今世紀は、知恵が豊かさを生み出す時代と言われており、これまで以上に教育の重要性が高まっています。

また、20世紀は、大量生産、大量消費の時代でしたが、これからの時代は、環境に調和した持続的な社会を目指すことが求められています。

2) 佐賀市次世代育成支援行動計画

旧佐賀市では、平成8年度に第1期となる「佐賀市児童育成計画～すこやか佐賀っ子プラン」、平成12年度には第2期となる「佐賀市児童育成計画～すこやか佐賀っ子プラン」を策定し、市民の誰もが安心して子どもを産み育てられることができる子育て支援社会の構築を目指し各種施策に取り組んできました。

しかしながら、平成15年における佐賀市の合計特殊出生率は1.42(こども調べ)となっており、全国同様少子化は非常に深刻な状況です。子どもを取り巻く環境も大きく変化し、子どもへの身体的な暴力などの児童虐待や少年犯罪は増加し続けています。そこで、*次世代育成支援対策推進法の規定に基づく市町村行動計画として、次世代育成支援行動計画を平成17年度に策定しました。

計画の基本理念

子ども親も心豊かに共育ち 地域・社会で育む子どもの笑顔

子育ての基本は家庭であることから、子どもだけでなく親も共に育っていけるような環境を整備し、地域や職場など社会全体が一体となって支えていく佐賀市を目指し、この計画の理念としています。

計画の基本目標

基本理念に基づいて、子ども、家庭、社会環境、地域がそれぞれの責務を認識し、子育ての意義についての理解が深められるよう、次の基本目標を掲げています。

子どもがたくましく健やかに育つ環境づくり
子育ての誇りと喜びを実感できる家庭づくり
子育てへの理解と協力ができる社会づくり
お互いに声をかけ合い、支え合う地域づくり

基本施策

基本理念、基本目標を達成するために、6項目を基本施策として推進しています。この基本施策を進めるための方向性を定め、それぞれ基本となる基本事業の下、重点事業・個別事業を体系化して示し、市全体の具体的取り組みを推進しています。

子どもの*生きる力を育む教育環境の充実
子どもの権利を守る取組の推進
親が子育てを実感できる地域の子育ての推進
親子の健康の確保・増進
仕事と家庭との両立の推進
子どもの安全確保と子育てに適した生活環境の整備

*次世代育成支援対策推進法では、市町村が策定する行動計画は平成17年4月1日に施行し、5年毎に5年を1期として策定するものとされています。

このため、今計画の期間は平成17年度を基準年度とし、平成21年度を目標年度とする5年間の計画(前期計画)としています。

また、平成17年10月に新「佐賀市」が誕生したことをうけ必要な見直しを前期計画終了年度の平成21年度までに行い、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画(後期計画)を策定するものとしています。

3) 佐賀市生涯学習基本計画

生涯学習基本計画は、「第四次佐賀市総合計画」に基づき、各行政分野の計画と整合性を保ちつつ、本市における生涯学習を、総合的・計画的に推進するための指針となるものとして、旧佐賀市が平成15年度に策定しています。

基本理念を「佐賀市らしさを活かした生涯学習」、基本目標を「市民が主役となる生涯学習の推進」、「公民館を核とした地域コミュニティづくりの推進」、「地域資源の有効活用」、「行政内部における生涯学習推進体制の整備」、「生涯学習ネットワークの充実」、「情報通信技術の活用」とし、佐賀市における生涯学習を推進しています。

今後、市町村合併によって新「佐賀市」の生涯学習基本計画としての必要な見直しをしていかなければなりません。

3 アンケート結果から見る現状

佐賀市教育計画策定にあたって、市民の方々の意見を的確に反映していくため、子ども(小学4年生～中学3年生)、20歳以上の市民(保護者含む)を対象に、H17年7月に「新佐賀市教育基本計画に関する市民意識調査(以下『市民アンケート』と言う。)」を実施しました。この調査では、佐賀市の子どもたちの現状や子どもを取り巻く状況、教育行政に対する評価を中心に、お尋ねをしています。

調査期間

2005年7月11日(月)～7月19日(火)

調査方法、配布数、回答数、回収率の概要

調査対象者				調査方法	配布数	回答数	回収率
子ども	小学生	4・5・6年生	旧佐賀市	学校で配布・回収	481	473	98.3%
		4年生	旧町村		94	89	94.7%
	中学生	1・2・3年生	旧佐賀市		569	536	94.2%
		2年生	旧町村		111	111	100%
大人	小学1年～中学3年の保護者(300名)と一般市民(700名)		旧佐賀市	保護者:学校で配布回収 一般市民:郵送法	1,000	385	38.5%
	一般町村民		旧町村		200	47	23.5%

また、子育て支援については、H15年度に実施した「次世代支援育成計画策定のためのアンケート調査(以下、『次世代育成アンケート』と言う。)」から、生涯学習については、H13年度に実施した「佐賀市における生涯学習に関する意識調査」(以下、『生涯学習アンケート』と言う。)」からいただいたご意見を計画に反映しております。

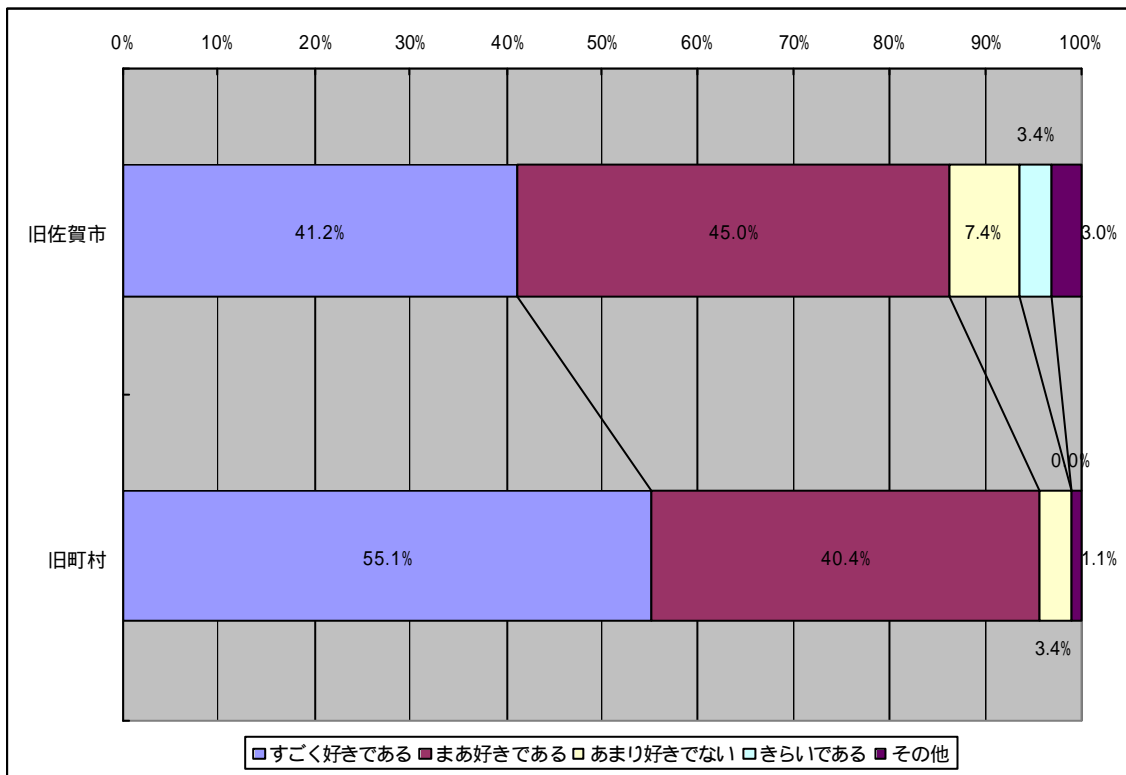
以下、いくつかの項目を紹介します。

(1) 佐賀市の子どもたちの現状

1) あなたは佐賀市が好きですか。

好き」「まあ好き」と答えた子どもは、全体の80%を超え、佐賀市に対する愛着心がうかがえます。

次代を担う市民の育成のため、「郷土を誇り愛着をもつ心情の育成」を、これからも進めていきたいと思ひます。



市民アンケート、小学生の回答より

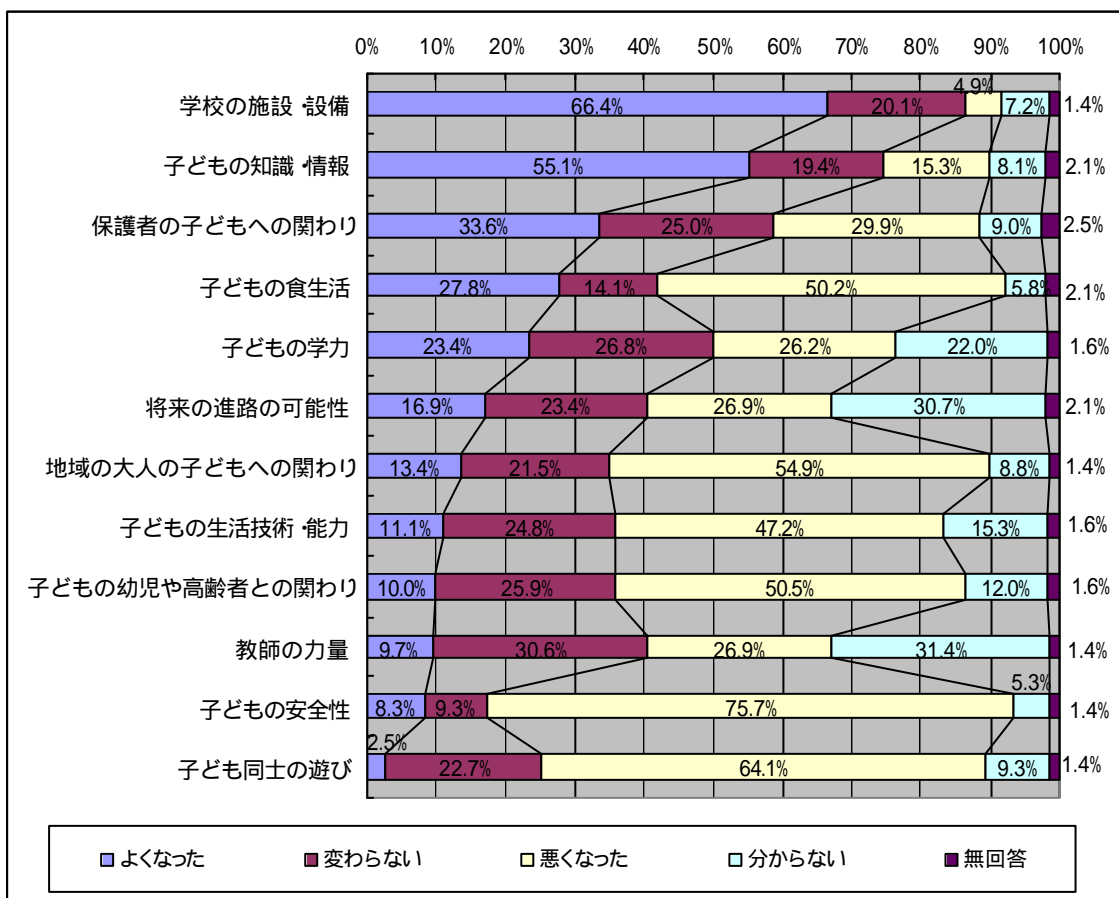
(2) 子どもを取り巻く環境

1) あなた自身が子どもの頃と較べて、子どもを取り巻く環境はどうなってきたと思いますか。

学校の施設・整備」や「子どもの知識・情報」の評価は高いですが、「子どもの安全性」や「子ども同士の遊び」、「地域の大人の子どもの関わり」などは、悪くなったと考える方が半数を越えています。

近年、地域で子どもが安全に遊べる場が少なくなり、テレビゲーム等子どもの遊び方も変化しているために、近所で子ども同士が遊ぶ姿を見る機会が少なくなっています。このため、地域住民の子どもへの関心が薄くなっている傾向がうかがえます。

今後、地域の方々が、子どもを地域社会の一員として見守り、育てていくような環境づくりが必要です。

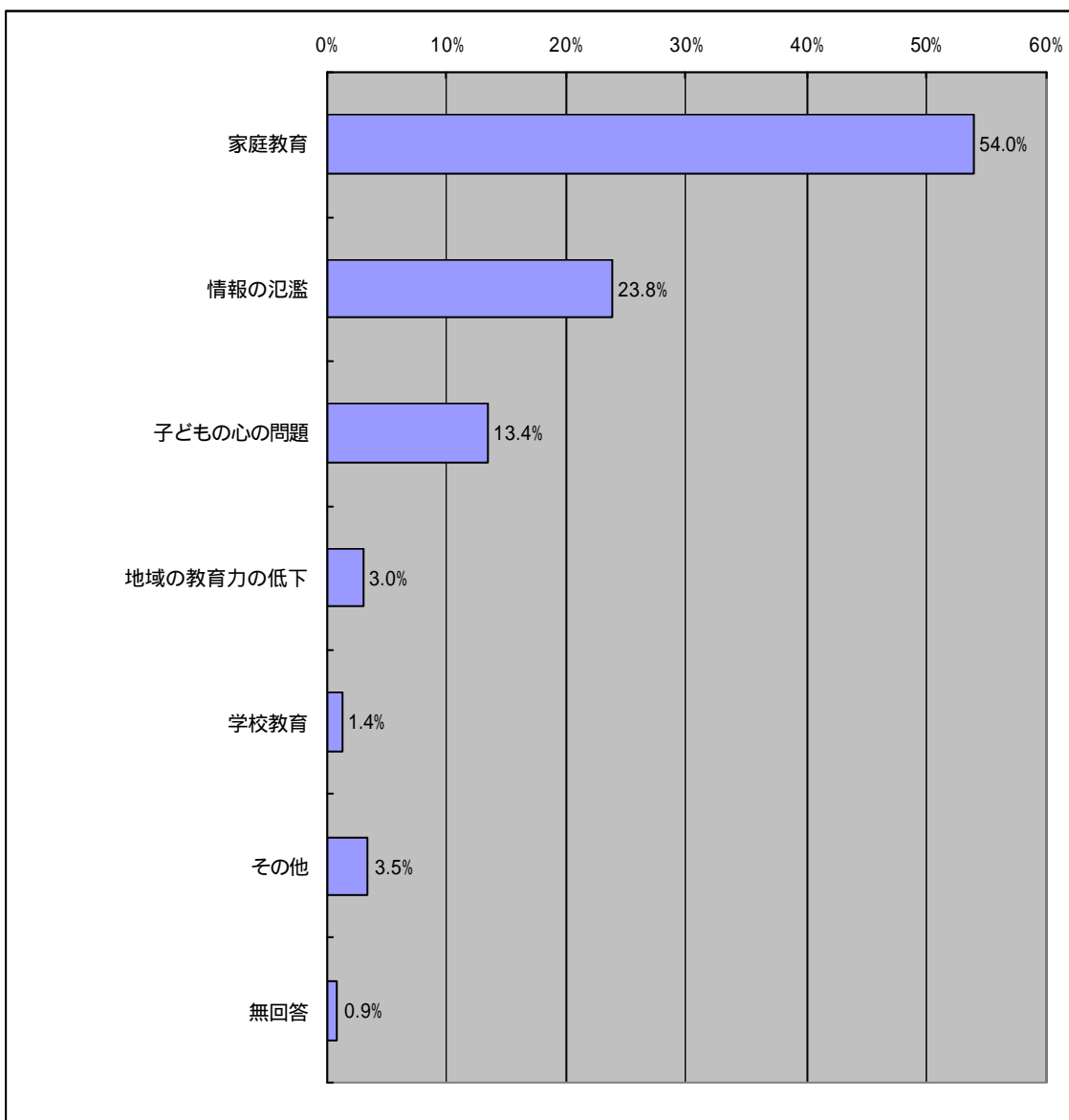


市民アンケート「大人の回答より

2) 子どもの犯罪の低年齢化が進んでいますが、最も大きな原因は何だと思われますか。

子どもの犯罪の原因として挙げられた項目としては、「家庭教育」が54.0%と過半数を超え、子どもの教育の基本は家庭にあるという意識が高いことがうかがえます。

地域における教育力の向上とともに、家庭における教育力の向上が求められています。また、情報教育や心の教育についても充実していく必要があります。

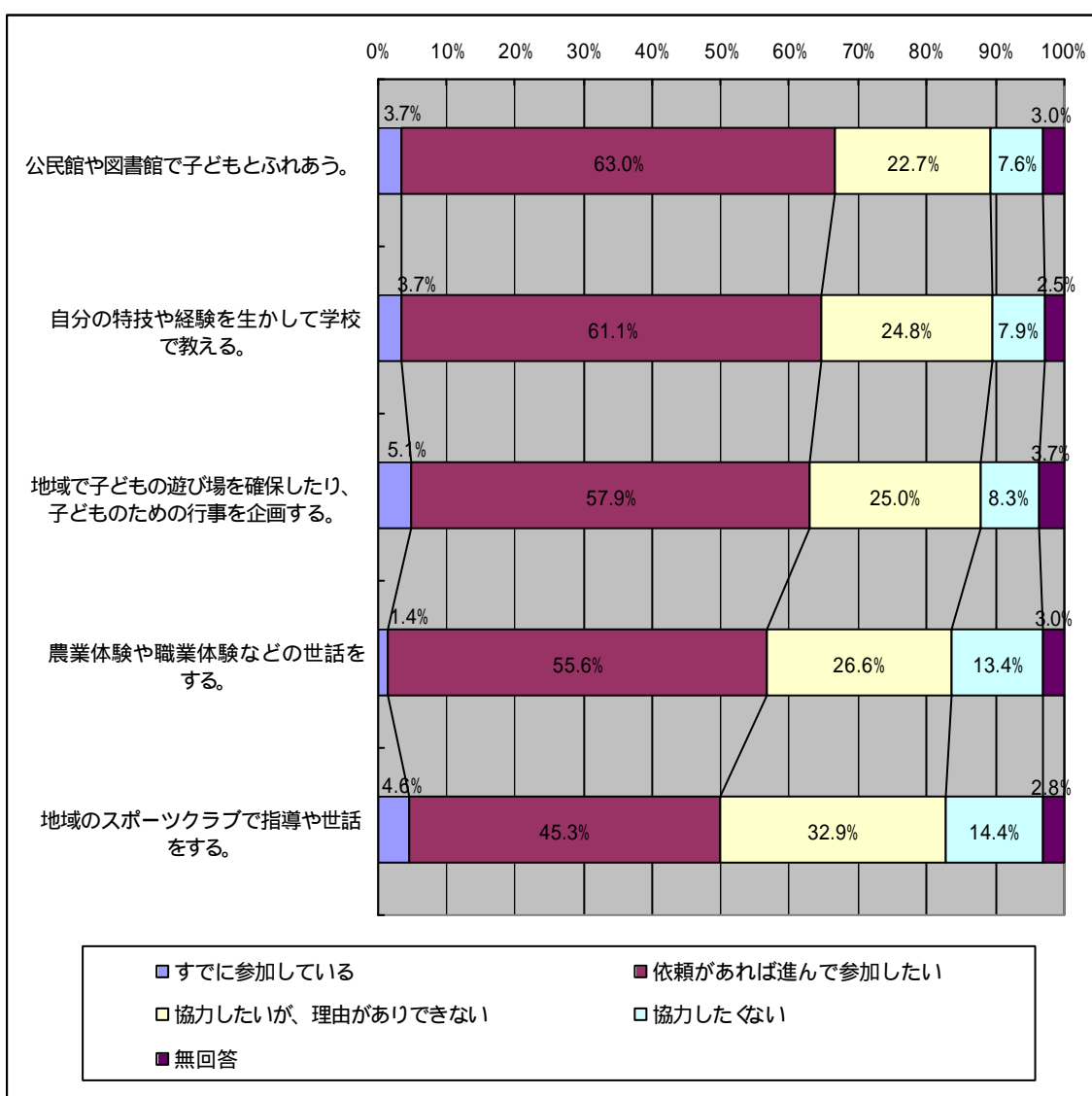


市民アンケート「大人の回答より

3) 今後、あなたに次のようなことに参加してほしいという学校や地域からの依頼があればどうしますか。

回答をいただいた方の中では、「すでに参加している」「依頼があれば参加したい」を合わせると、すべての項目で過半数を超えています。

地域や家庭の教育力向上が求められている現在、行政は、意欲の高い市民の方々の力を取り入れる制度を整えるとともに、関心が低い市民の方々への啓発などを行うことで、市民総参加で佐賀の子どもたちを育てていこうという気運を高めていく必要があります。



市民アンケート「大人の意見より

(3) 保育所・幼稚園・学校に対する要望

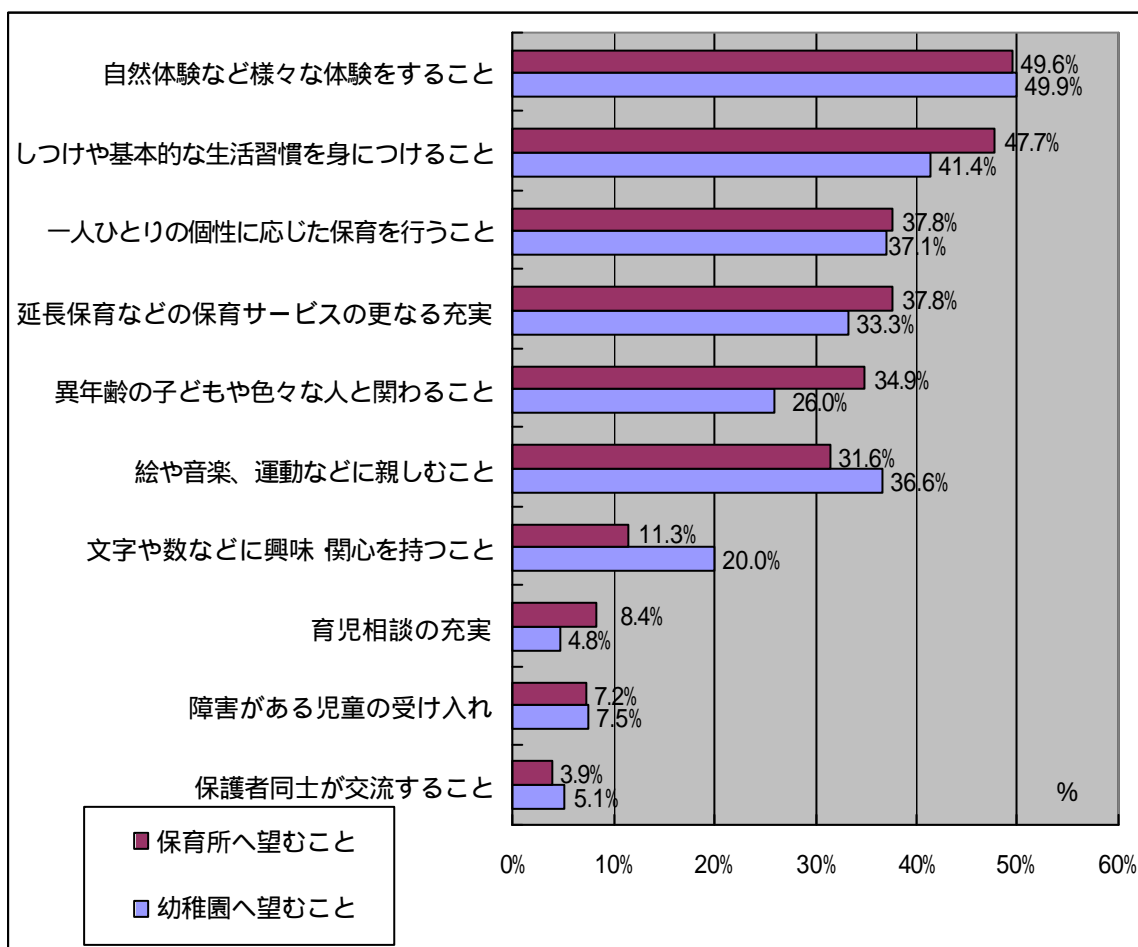
1) 保育所・幼稚園にどのようなことを望みますか。

保育所・幼稚園ともに「自然体験」や「しつけや基本的な生活習慣」「個性に応じた*保育」が望まれています。

保育所では、「保育サービスの更なる充実」とともに、「いろいろな人とのかかわり」絵や音楽、運動などに親しむこと」の割合が高く、人との関わりを重視する傾向が見られます。

これに対し、幼稚園では、「絵や音楽、運動に親しむこと」「文字や絵などに興味関心を持つこと」など学習面の充実を望む意見が高くなっています。

保育所・幼稚園ともに小学校へ上がる前段階として*保育や教育内容の更なる充実に努めることが必要です。

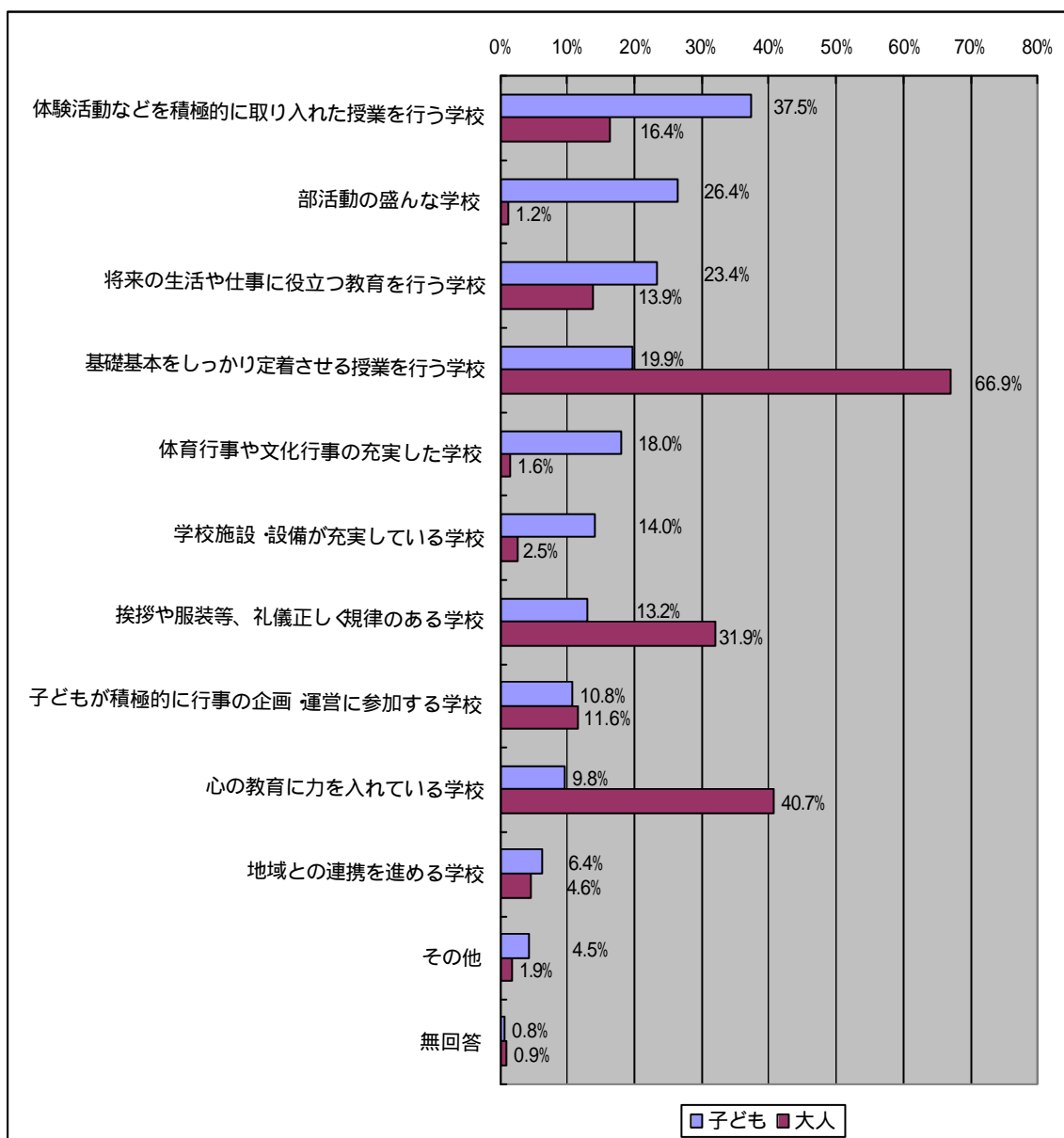


吹世代育成アンケート「就学前児童の保護者の回答より

2) 望ましい学校とはどのような学校ですか。

子どもの意見としては、「体験活動」「部活動」「将来の生活や仕事に役立つ教育」といった様々な体験ができる学校を望んでいるのに対して、大人の見解は「基礎基本の定着」「心の教育」「挨拶や服装、礼儀」に力を入れてほしいと望んでいることが分かります。

今後も、子どもや保護者の方々の意見を参考にしながら、いっそう学校教育の質の向上を図っていく必要があります。



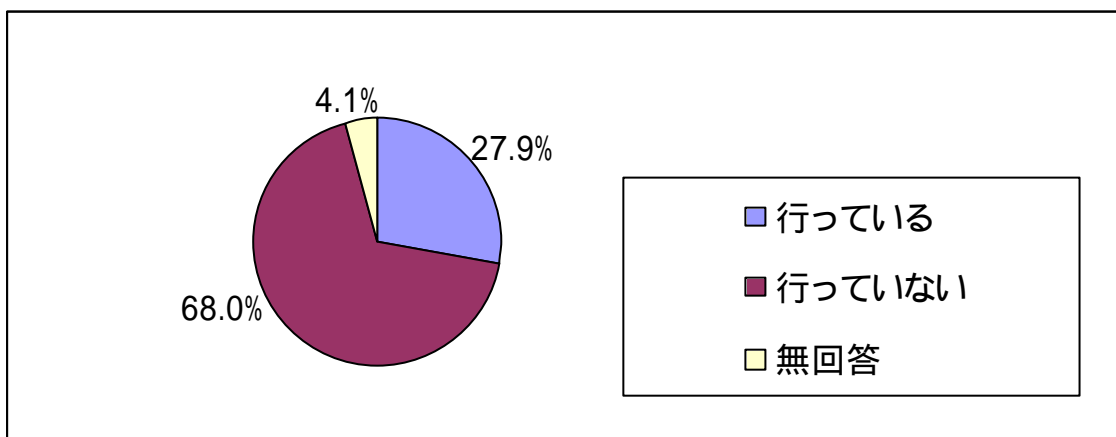
市民アンケート「大人、子どもの意見より

(4) 生涯学習活動への意識

1) 現在、あなたは生涯学習活動を行っていますか。

生涯学習を行っている」と答えた方の割合は27.9%であり、生涯学習活動の捉え方の違いがあるのかもしれませんが、平成11年に内閣府が実施した調査結果(約45%)を下回っています。

市民の生涯学習意識を高めるためには、生涯学習の普及・啓発を一層図っていく必要があります。



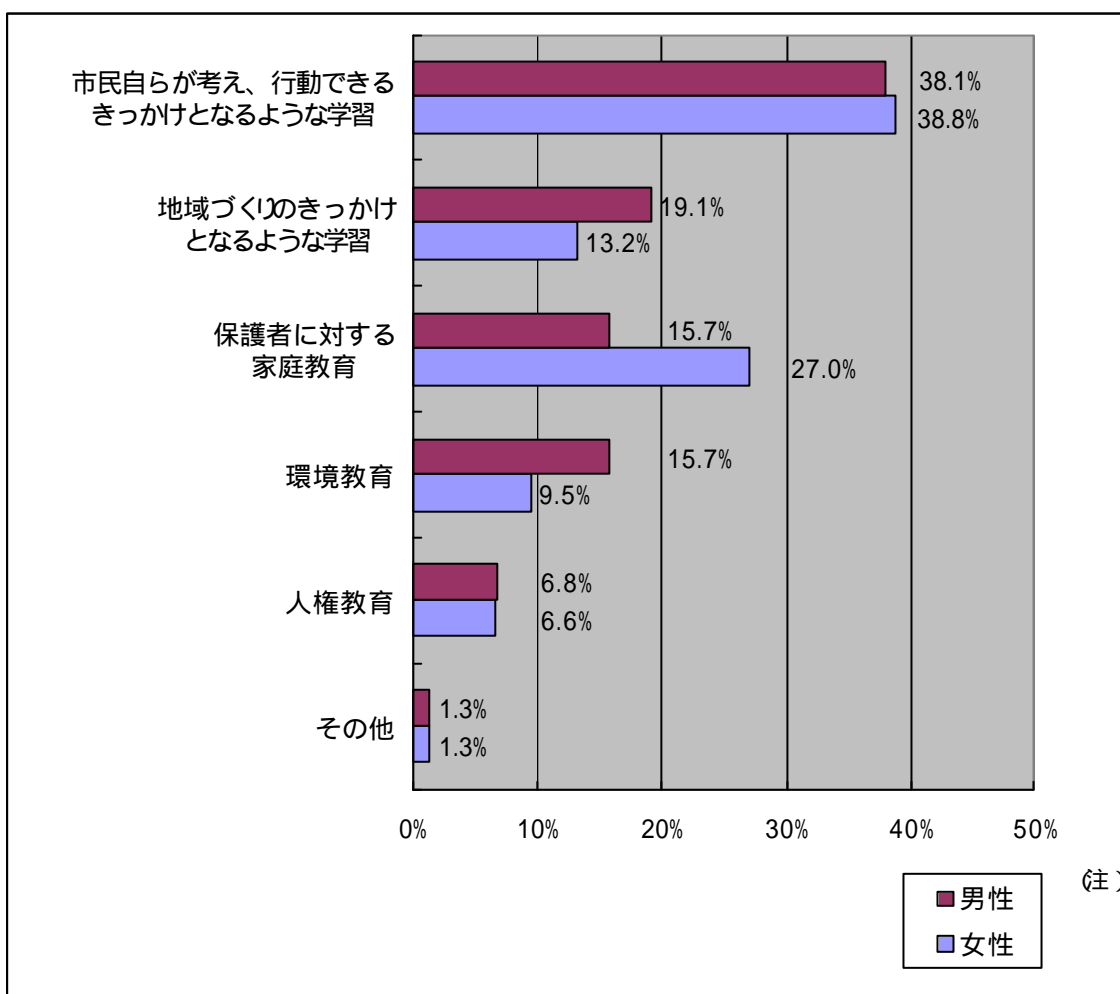
生涯学習アンケートより

2) 希望する社会を実現するためには、生涯学習に関して何が1番必要ですか。

希望する社会を実現させるために必要と思われるものについて見ると、「市民自らが考え、行動できるきっかけとなるような学習」が、約40%と最も多くなっています。

男女別に見ると、男性は「地域づくりのきっかけとなるような学習」、女性は「保護者に対する家庭教育」が高くなっています。

まちづくりの担い手として、市民自ら考え、行動していこうとする意識は高く、今後、行政には、学習機会や活動の場の提供などを通じて、市民の力を引き出していく役割が望まれていると考えられます。



生涯学習アンケートより

(無回答等を含んでいるため、男性、女性ともに合計が100%になりません。)